

新旧対照表

【輸出入・港湾関連情報処理システムを使用して行う税関関連業務の取扱いについて（平成 22 年 2 月 12 日財関第 142 号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">第 3 章 保税運送関係</p> <p style="text-align: center;">第 2 節 保税運送申告等に係る貨物の発送手続及び到着確認</p> <p>（保税運送貨物の発送手続）</p> <p>2 - 1 システムにより保税運送の承認がされた貨物を発送する場合の手続は、保税運送の承認を受けた者等に対し、次により行うことを求めるものとする。</p> <p>(1) 発送地及び到着地がシステム参加保税地域等である場合 「保税運送承認通知書」に「要確認」若しくは「要施封」の表示があった場合又は申告者が保税取締部門からその旨の記載を受けた場合には、貨物を発送する際に、保税取締部門に当該貨物と「保税運送承認通知書」を提出することとし、その貨物について発送の確認又は施封を受けるものとする。</p> <p><u>なお、上記以外の貨物のうち、海上貨物を運送する場合にあっては、税関が特に指示をした場合を除き、当該通知書の携行を要しないものとし、航空貨物を運送する場合にあっては、当該通知書の携行を要することとなるので留意する。ただし、税関が特に指示をした場合を除き、あらかじめ到着地の倉主等が当該通知書の内容を確認しており、搬入貨物の確認に支障がない場合には携行を要しないものとする。</u></p> <p>また、貨物を発送する際に発送地の倉主等が行う搬出手続は、前章第 3 節 3 - 1 (2) の規定により行うものとする。</p> <p>(2) （省略）</p> <p style="text-align: center;">第 3 節 包括保税運送申告等</p> <p>（個別運送貨物の発送手続）</p> <p>4 - 1 システムを使用して個別運送が行われる場合の発送手続等については、個別運送を行う者等に対し、次により行うよう求めるものとする。</p> <p>(1) 到着地がシステム参加保税地域等である場合</p>	<p style="text-align: center;">第 3 章 保税運送関係</p> <p style="text-align: center;">第 2 節 保税運送申告等に係る貨物の発送手続及び到着確認</p> <p>（保税運送貨物の発送手続）</p> <p>2 - 1 システムにより保税運送の承認がされた貨物を発送する場合の手続は、保税運送の承認を受けた者等に対し、次により行うことを求めるものとする。</p> <p>(1) 発送地及び到着地がシステム参加保税地域等である場合 「保税運送承認通知書」に「要確認」若しくは「要施封」の表示があった場合又は申告者が保税取締部門からその旨の記載を受けた場合には、貨物を発送する際に、保税取締部門に当該貨物と「保税運送承認通知書」を提出することとし、その貨物について発送の確認又は施封を受けるものとする。</p> <p><u>なお、海上貨物のうち、上記以外の貨物を運送する場合には、税関が特に指示した場合を除き、当該通知書の携行を要しないものとする。</u></p> <p>また、貨物を発送する際に発送地の倉主等が行う搬出手続は、前章第 3 節 3 - 1 (2) の規定により行うものとする。</p> <p>(2) （同左）</p> <p style="text-align: center;">第 3 節 包括保税運送申告等</p> <p>（個別運送貨物の発送手続）</p> <p>4 - 1 システムを使用して個別運送が行われる場合の発送手続等については、個別運送を行う者等に対し、次により行うよう求めるものとする。</p> <p>(1) 到着地がシステム参加保税地域等である場合</p>

新旧対照表

【輸出入・港湾関連情報処理システムを使用して行う税関関連業務の取扱いについて（平成 22 年 2 月 12 日財関第 142 号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>海上貨物を運送する場合にあっては、税関が特に指示をした場合を除き、「個別運送受付情報（関税法基本通達34の2-1(4)に規定するファクシミリ送信された書類を含む。以下この項において同じ。）」等の携行を要しないものとし、<u>航空貨物を運送する場合にあっては、「SLIP FOR TRANSPORTATION」の携行を要することとなるので留意する。ただし、税関が特に指示をした場合を除き、あらかじめ到着地の倉主等が「SLIP FOR TRANSPORTATION」の内容を確認しており、搬入貨物の確認に支障がない場合には携行を要しないものとする。</u></p> <p>なお、貨物を発送する際に発送地の倉主等が行う搬出手続は、前章第3節3-1(2)の規定により行うことを求めるものとする。</p> <p>(2) （省略）</p> <p>第6節 特定保税運送の個別運送に係る貨物の発送手続及び到着確認</p> <p>（特定保税運送貨物の発送手続）</p> <p>6-1 システムを使用して特定保税運送が行われる場合の発送手続等については、<u>海上貨物を運送する場合にあっては、税関が特に指示をした場合を除き、「特定保税運送受付情報（関税法基本通達34の2-1に規定するファクシミリ送信された書類を含む。以下この項において同じ。）」の携行を要しないものとし、航空貨物を運送する場合にあっては、「特定保税運送受付書」の携行を要することとなるので留意する。ただし、税関が特に指示をした場合を除き、あらかじめ到着地の倉主等が「特定保税運送受付書」の内容を確認しており、搬入貨物の確認に支障がない場合には携行を要しない。</u></p> <p>なお、貨物を発送する際に発送地の倉主等が行う搬出手続は、前章第3節3-1(2)の規定により行うことを求めるものとする。</p>	<p>貨物を運送する場合にあっては、税関が特に指示をした場合を除き、「個別運送受付情報（関税法基本通達34の2-1(4)に規定するファクシミリ送信された書類を含む。以下この項において同じ。）」等の携行を要しないものとする。<u>ただし、航空貨物を運送する場合にあっては、「SLIP FOR TRANSPORTATION」の携行を要することとなるので留意する。</u></p> <p>なお、貨物を発送する際に発送地の倉主等が行う搬出手続は、前章第3節3-1(2)の規定により行うことを求めるものとする。</p> <p>(2) （同左）</p> <p>第6節 特定保税運送の個別運送に係る貨物の発送手続及び到着確認</p> <p>（特定保税運送貨物の発送手続）</p> <p>6-1 システムを使用して特定保税運送が行われる場合の発送手続等については、税関が特に指示をした場合を除き、「特定保税運送受付情報（関税法基本通達34の2-1に規定するファクシミリ送信された書類を含む。以下この項において同じ。）」の携行を要しないものとする。<u>ただし、航空貨物を運送する場合にあっては、「特定保税運送受付書」の携行を要することとなるので留意する。</u></p> <p>なお、貨物を発送する際に発送地の倉主等が行う搬出手続は、前章第3節3-1(2)の規定により行うことを求めるものとする。</p>